財 政 第 2 0 8 号 令和 7 年 1 0 月 8 日

各課等の長様

総務部長

令和8年度予算編成方針(依命通知)

令和6年度決算は、南成中学校施設整備事業等の投資的経費の増加に加え、 給与改定等に伴う人件費の上昇や物価高騰による影響、大雪に伴う除排雪経費の 大幅な増加などにより、特別交付税の上振れなどがあったものの、実質単年度収 支がマイナス7.1億円で令和元年度以来5年ぶりの赤字となった。

さらに令和7年度当初予算は、従前からの継続事業に加えて、学校給食共同 調理場整備事業などの複数の大規模事業が重なっていることや、まちなか定額タ クシー運行事業などの新規事業の開始により、予算規模は過去最大となった前年 度を大幅に上回ったため、不足する財源を財源調整基金及びふるさと応援基金か ら合わせて38億円という多額の取崩しで対応したほか、71億円の地方債の借 入などにより確保するなど、大変厳しい編成となった。

本年2月に公表した「今後の財政見通し」でも、過去に発行した償還期間の 短い市債の返済に加え、現在実施中の大規模建設事業の影響や令和10年度から は南成中学校施設整備事業の返済が始まることなどにより、令和13年度まで実 質単年度収支の赤字が続くと見込んでおり、さらには、人勧等による人件費の急 激な上昇や物価高騰が続くものと見込まれる。

このような中、令和8年度は新総合計画のスタートとなる節目の年でもあり、本市の新たな将来像の実現に向け、第1期実施計画に掲げる施策を着実に推進することが求められるため、社会構造の変化や時代の要請を的確に捉えるとともに、可能な限り歳出削減や新たな歳入確保を図り、効率的な行財政運営に一層努めていく必要がある。

これらを踏まえて、職員一人ひとりが本市の状況をしっかりと理解し、生産性の向上により限られた経費で最大限の効果を発揮することを目指すとともに、事業の目的や効果、必要性を見極め、前例踏襲を打破し斬新かつ柔軟な発想と創意工夫をもって、令和8年度の予算編成に当たるよう命により通知する。

# 令和8年度予算編成要領

## 1 基本方針

## (1) 第1期実施計画登載事業の推進

令和8年度は新総合計画のスタートとなる節目の年となり、第1期実施計画登載事業については、<u>仮査定結果に付された条件を踏まえ、必ず内容の精査を行った上で要求し、その過程がわかる資料を添付すること。実施しないとされた事業の復活要求については、必要性と効果をまとめた資料を添付するとともに、後述する既存事業の見直しによる歳出削減や新たな財源確保などの歳出削減等効果を条件としない限り認めない。</u>

なお、実施計画登載事業であっても、燃料費や光熱水費等の増加を含めた物 価高騰対策等の財源確保の観点等から、事業の先送りや縮小・廃止を含めた検 討を行った上で要求すること。

## (2) エネルギー価格・物価高騰への対応

物価高騰に係る経済対策や生活支援事業にあっては、<u>臨時交付金などの国の</u>財政措置がある場合にのみ別枠での要求を認める。現時点で令和8年度以降の国の支援のあり方が未定であるため、場合によっては、補正予算対応となる可能性もあることから、国や他自治体の動向を注視しながら情報収集に努め、機動的に対応できるよう準備しておくこと。

また、物価高騰の影響により、燃料費、光熱水費などの経常経費が増加することが見込まれるが、<u>物価高騰の影響を含む経費の増額については、後述する</u>歳出削減等額の範囲内でのみ増額要求を可とする。なお、その際には従来からの経緯や慣行にとらわれず、必要に応じて、仕様の変更による事業費の抑制や、代替手法の検討、適正な負担率を考慮した受益者負担の増加など、単に歳出の増加だけではない手法が選択できないか、十分に検討を行った上で要求すること。

### (3) 義務的経費の対応

人件費、扶助費、公債費に加え、他の歳出科目のうち扶助費的性格の特に強い経費については、高齢化等に伴ういわゆる自然増による増額を除き、原則として前年度当初予算額の範囲内で要求すること。なお、その際には、過去の実績や制度改正の状況、対象者数の増減等を明確にして、対象者数・単価等の積算根拠を十分に精査した上で、適切な額を要求すること。

## (4) 歳出削減等の取組

中長期的に健全で持続可能な財政を維持するため、令和2年度までを計画期間とする「米沢市財政健全化計画」に掲げていた施策は今後も継続して実施するとともに、中長期的な健全財政の維持に向けた歳出削減等取組として、新たな歳入の確保に加え、既存事業の見直しを含む歳出削減を更に進めること。

加えて、事業の抜本的見直しや各経費間の優先順位の選択を促進し、より必要かつ効果的な新たな事業へと新陳代謝を図るため、上記(1)~(3)以外のその他の経費については、一般財源ベース(財源調整機能を果たしている公共施設等整備基金繰入金及びふるさと応援基金繰入金は特定財源扱いせず算出したもの)の令和6年度当初予算額に100分の90を乗じた額の範囲内での要求を目標とすること。新規事業や物価高騰の影響を含む経費の増額については、この歳出削減や新たな財源確保で生み出した額の範囲内での増額要求を可とし、経費削減等の効果がわかる資料を添付してスクラップアンドビルドの過程を明示すること。(課等の枠を越えて部単位での調整も可とする。ただし、単年度のみの事業や建設事業を含む期限付きの事業が終了した場合などの当然減となる減少額については、ここでいう歳出削減等額には含めない。)

また、見直しに当たっては、職員の事務量(長時間労働の是正を含む)も事業コストとして考慮し、継続的に実施してきた事業は効果や必要性を十分に検証し、所期の目的を達成した事業については、廃止を前提に検討すること。

なお、<u>市単独補助金を含むソフト事業などの新規事業を要求する場合は、予</u>め事業の終期を設定(基本的には3年間)した上で制度設計することとし、効果検証の上、原則的には終期で事業を終了すること(サンセット方式)。また、 既存事業についてもこの理念の下、終期を設定し効果検証をした上で、廃止を 含む事業の見直しを進めていくこと。

### 2 重点事項

# (1)議会等からの提案や意見への対応

議会や市民等からの意見、要望については、内容を適切に把握した上で対応 を検討し、新たに予算措置が必要な場合は、適正な予算要求を行うこと。

## (2) 予算見積りの精度向上

予算見積りに当たっては、過去の実績や制度改正、対象者数の増減などを的確に把握して論理的に積算すること。特に、多額の不用額が生じている事業は、不用額が生じた要因を分析し、本年度の執行状況や決算見込みを考慮した上で、予算要求を行うこと。なお、増額要求する場合は、前述の歳出削減等額を確認でき

<u>る資料等により要求可能額を明示した上、増額する理由を論理的かつ合理的に説</u> 明すること。理由等説明のない予算要求は認めない。

#### (3) 先進事例の活用

他自治体の先進事例を幅広く研究し、行政のDX化、PPP・PFI などの民間活力の導入、企業版ふるさと納税の活用拡大、クラウドファンディング、ネーミングライツの導入、広告収入の拡大、遊休資産の売却活用等の新たな施策に積極的に取り組み、将来的な財源の確保と事業の効率化を図ること。そのために必要な経費については、優先的に予算計上する。なお、財源確保の取組に関しては、歳入増の範囲内で新規事業を含む増額要求を可とする(予算執行は歳入増の実績額を上限とする)。

#### (4) 長時間労働の是正

時間外勤務等の縮減については、毎年度当初に総務課より通知を発出し、時間外勤務等の上限時間を設けるなどして全庁的に取り組んでいるが、時間外勤務等時間数は高止まりしている状況にある。所属長は、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に対する強い取組姿勢を持ち、時間外勤務等の根本原因を洗い出し、分析による業務量自体の削減や合理化、職員間での業務量の偏り是正など、当初予算編成に合わせて時間外勤務等縮減に向けた取組を検討し、職場マネジメントを強化すること。

## (5) 財源の確保

執行段階で補助金等が確保できないといったことがないよう、国や県、その他の補助制度の内容を詳細に確認した上で予算要求を行うこと。また、各自治体に共通の課題であり、補助制度の構築が必要と考えるものについては、国や県に対し制度設立の要望を行うなど、財源の確保に努めること。さらに、超過負担が発生しないよう、予算総額の確保をはじめ、実施単価と補助基準単価との乖離是正等を国や県に働きかけること。

#### (6)施設の安全かつ適切な維持管理

施設の点検結果等により市民の生命や安全に関わる瑕疵が発見された場合は、 その緊急性を勘案して優先順位を定めた上で、適切に予算要求するとともに、 特に緊急性が高い場合は、年度内の予算措置を含めて速やかに財政課と協議す ること。なお、公共施設の大規模改修については、個別施設計画または実施計 画への登載事業を除き原則として予算要求を認めない。

## (7) 通年予算としての当初予算

年間の需要額を適切に見込んだ通年額として予算要求を行うこと。年度中途

の補正は、制度改正に伴うものや災害対応等の緊急を要するもの、真にやむを 得ないもの以外は予算要求を認めない。

## 3 今後のスケジュール

予算編成方針通知 10月 8日 (水)

各課等予算要求書提出期限 11月 5日(水)

各課等第1次內示 12月上旬 ~ 随時

財政課長査定 12月中旬 ~ 12月22日(月)

総務部長査定 1月 7日 (水) ~ 1月 9日 (金)

市長査定 1月14日(水)~ 1月20日(火)

議会內示 (新年度予算説明) 2月 5日 (木)

※ 上記は予定であり、決まり次第別途連絡するものとする。また、特に総務 部長査定以降において、日程調整がスムーズに行われるよう、部課長が揃 う日を予め調整しておくこと。